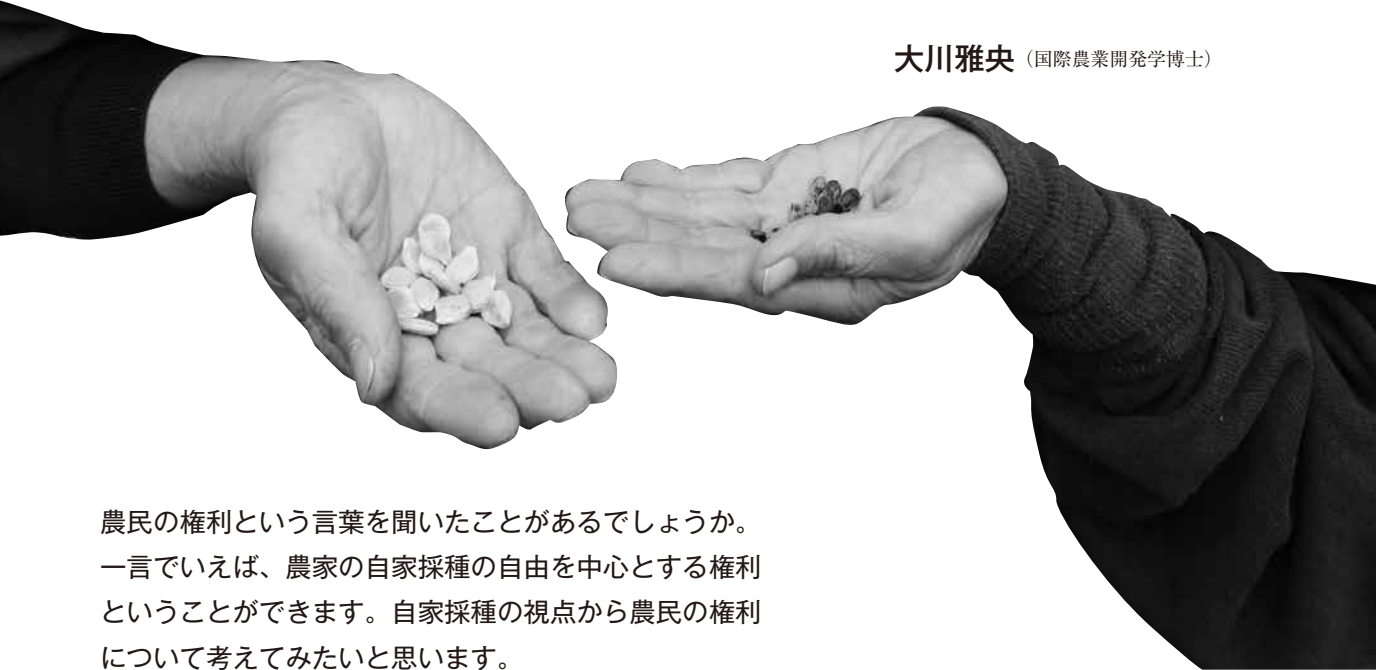


人類の生存、農作物の多様性のために 「農民の権利」を育みたい

大川雅央 (国際農業開発学博士)



農民の権利という言葉聞いたことがあるでしょうか。一言でいえば、農家の自家採種の自由を中心とする権利とすることができます。自家採種の視点から農民の権利について考えてみたいと思います。

命と引き換えにタネを守った作兵衛さん

最初は私の子供の頃の話です。

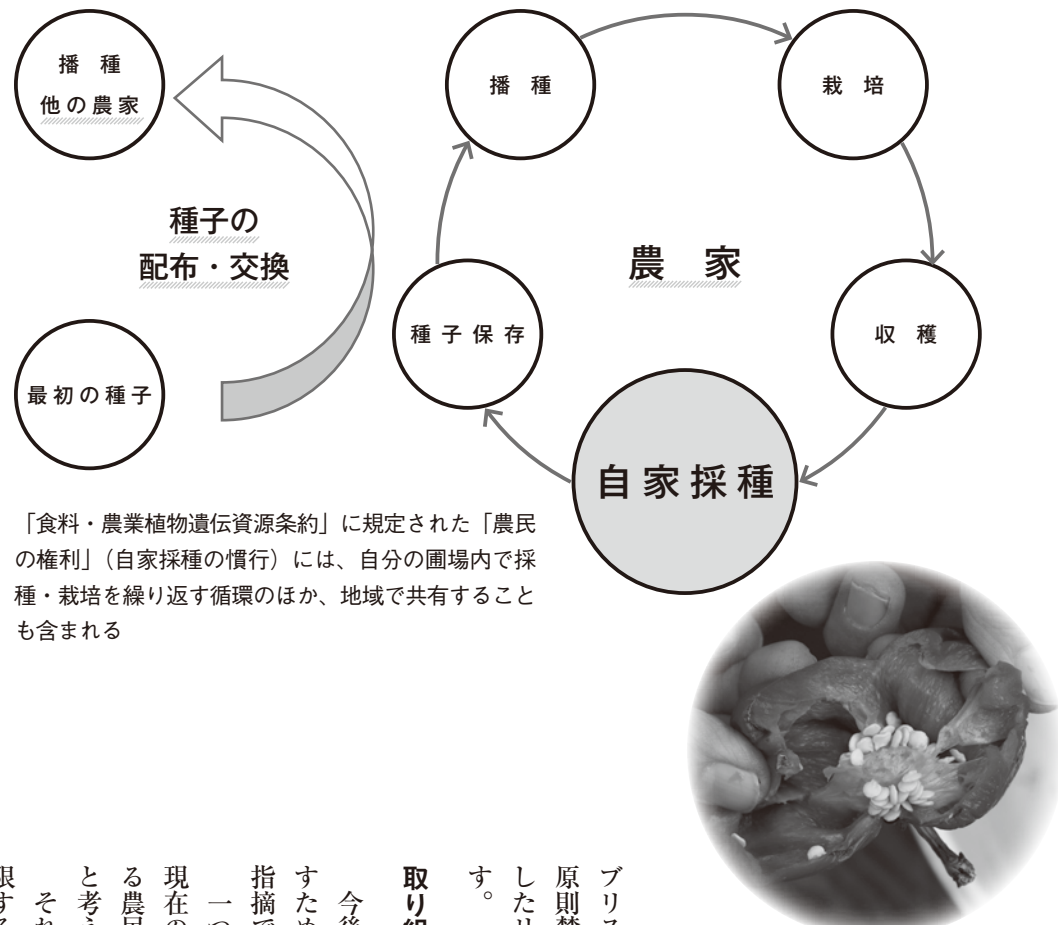
私は愛媛県の松前町まつまへという水田地帯で育ちました。実家から少し離れた所に小さな公園があって、義農作兵衛ぎのうさくべえという人の銅像がありました。江戸時代の享保の大飢饉の年(1732年)、麦の俵を横に置いて、ガリガリに痩せた作兵衛が座っている像です。俵の中には翌年播種するために残しておいた麦種が入っています。これを食べてしまうと来年の収穫は望めません。結局、作兵衛は「農は国の基、種は農の本」と言って、麦俵を枕に餓死します。おかげで村人たちは、作兵衛が残した麦種を1粒ずつ大切に播き、生き延びることができました。作兵衛の功績を後世に伝えるために「義農」と称えて碑が建てられたとのこと。

農民の権利は、
政府が実現に責任を持つ集団的な権利

農民の権利 (Farmers' Rights) は、国連食糧農業機関 (FAO) を舞台にまとめられた食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR, 2004年に発効、日本は13年に加入) の第9条に次のように規定されています。

「締約国は、世界のすべての地域の農民が食料生産及び農業生産の基礎となる植物遺伝資源の保全及び開発のためにきわめて大きな貢献を行なってきたこと、引き続き行なうことを認識する。農民の権利を実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する」

図1 農家の自家採種の慣行



「食料・農業植物遺伝資源条約」に規定された「農民の権利」(自家採種の慣行)には、自分の圃場内で採種・栽培を繰り返す循環のほか、地域で共有することも含まれる

写真=田中康弘

農民の権利と育成者権の関係

一方、品種の育成者の権利は、日本では種苗法によって育成者権として保護されています。育成者権は、国に登録

このように農民の権利は、世界の農民が農作物の遺伝的多様性の保全(生息域内保全)や改良に果たしてきた、また、これからも果たすであろう貢献に由来する権利と考えられますので、農家の自家採種の慣行を維持する権利がその中核になっていると言えます。

農家の自家採種の慣行とは、図1に示したように、農家が自分の圃場で作物を栽培して収穫すると同時に、収穫物の中からこれらと思う良い種子を選抜・採種し、保存して置いて、その種子を翌年、播種し栽培する一連の循環のことです。また、保存した種子の一部は、隣の農家に配布したり交換して地域で共有することも含まれます。

ITPGR第9条では、前記の権利の他に、農民の権利として伝統的知識が保護される権利や利益配分に参加する権利、意思決定に参画する権利が例示されています。また、農民の権利は私的な知的財産権ではなく、政府が実現に責任を持つ集団的な権利といえます。ITPGRの最近の決議においても、シードフェア(種子の展示即売会)等を実施することによって農民の権利を実現するよう各締約国に求めています。このことは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)、特にターゲット項目「2・5」の、2020年までに種子や栽培植物等の遺伝的多様性を維持する目標の達成にも貢献するとしています。

した新品種(登録品種)を増やす(増殖する)権利のこと、育成者権者が占有している権利です。

ただし、育成者権の例外の一つとして、趣味としてまたは自家消費用に登録品種の種苗を生産し収穫物を得ることにはこの権利の効力は及びません。また、登録品種以外の在来品種のような既存品種にもこの権利は及びません。

農民の権利が育成者権との関係で問題になるのは、農家が登録品種の自家採種をしようとした場合です。種苗法では、農家の自家採種を「農家の自家増殖」と呼び、「農家が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いること」として、一定の条件の下で認めています。

ここで問題点の一つとして、農家が慣行として行ってきた農家間の種苗の配布・交換については、自己の農業経営の外に出すことになるので、現在の種苗法では有償無償を問わず禁止されているということがあります。

自家増殖できる品目がどんどん減らされている

もう一つの問題点は、自家増殖できる植物の範囲が限られていること、その範囲が少しずつ縮小していることです。種苗法が成立した1978年には、農家の自家採種の慣行に配慮し、農家の自家増殖を認めない植物は、挿し木等によりきわめて容易に繁殖するキク等の花卉類48種類とバラ等の鑑賞樹59種類に限られていました。しかし2018年現在の種苗法においては、原則として農家の自家増殖には育成者権の効力が及ばないとしつつ、例外的に、自家

増殖できない栄養繁殖をする植物のリスト(ネガティブリスト)を定めていて、289の植物の種と属が指定されています。栄養繁殖する植物には栄養繁殖と種子繁殖の両方が行なわれる植物も含むため、当初のリストにはなかったニンジン、キャベツ、ブロッコリー等の通常種子で繁殖する野菜類も含まれており、今後、随時拡大される方向とされています。

将来的にこの方向が進むと、ネガティブリストが長大になるのを避けるため、農家の自家増殖を原則禁止としたうえで、自家増殖ができる植物のみを指定したリスト(ポジティブリスト)になることが懸念されます。

取り組む農家が少ないから禁止、は間違い

今後、農民の権利と育成者の権利の最適バランスを見出すために、農民の権利を実現する視点からは、次のことが指摘できます。

一つは、種苗法において農家の自家増殖を原則容認する現在の構成を維持すること、次に、自家採種を行なっている農民の代表を、意思決定の過程に参画させることが必要と考えます。

それから、政府が策定している「農業者の自家増殖を制限する植物の基準」の一つに、農民の権利の視点を入れる必要があります。自家増殖を行なう農家の数が少ない植物

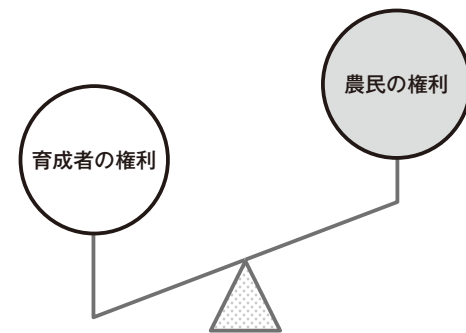


も
の
申
す



のらぼう菜
写真=依田賢吾

図2 政府によって育成者の権利の強化が進んでいる。
農民の権利とのバランスをとることが必要



少して種苗業者の利益にもならないことが想定されます。
自家採種をサポートする態勢も必要

東京都西多摩地方などで栽培されている「のらぼう菜」というアブラナ科の地域在来野菜品種があります。柔らかくてほのかに甘みのあるトウ立ちした花茎を折り取って収穫します。収穫後は、葉がしおれやすいためスーパーには出回らず、直売所に出荷されることが多いようです。のらぼう菜は、アブラナ科には珍しく自家和合性で自家採種に適します。自家採種した種子は多様性に富んでいて、赤みの強いものから緑色のものまで個性のある個体が出現するようです。

だから自家増殖を禁止してもよいことにはならないと考えます。このような植物の自家採種を容認しても、特に小規模に行なっている場合は、種苗業者への影響は小さいでしょう。一方で、それを禁止することは個別農家にとっては大きな影響があると考えられるからです。農家の自家増殖の禁止が行き過ぎると、自家採種をする農家が減少し、農家の後継者も育たず、結局、農家による種子の購入量が減

私の自宅近くに無農薬でのらぼう菜を栽培している農園があり、そこでは畑が直売所になっていて、農家のおじさんがのらぼう菜の花茎を目の前で折り取って販売してくれます。のらぼう菜を話のタネにした会話も楽しく、この農園があることが、私にとっては地域で暮らすこころの拠り所の一つになっています。なお、この農園では自家採種はせず、種子は近くのタネ屋から買っているとのこと。このように、自家採種の循環の輪を個人で完結できない場合には、地域のタネ屋や種子貯蔵施設等を加えた循環の輪を維持するというのが現実的な解決策かもしれません。また、自家採種した農作物は特性に多少のばらつきがあるので、ばらつきがあっても販売できる直売所を確保する地域のサポートも必要ではないでしょうか。

農家が自家採種を続けることの意味

ノルウェー領スバルバル諸島のスピッツベルゲン島には、「地球最後の日のための種子」を保存している世界種子貯蔵庫 (Svalbard Global Seed Vault) があります。「種子の箱舟」とも呼ばれています。永久凍土層にあるので、冷却装置が故障してもマイナス4℃を保てます。地球温暖化で海面が上昇しても海拔130mの地点にあるので大丈夫です。病気が蔓延したり、核戦争が起きたとしても作物の種子が絶滅しないように2008年2月に完成し、今年11年目を迎えています。

世界種子貯蔵庫は無料で種子を保管してくれるので、世界中から種子が送られてきています。最大450万種の種

子を保管可能とのこと。この「種子の箱舟」からは、これ以上地球から種子が失われると人類は生き残れないという声が聞こえてきます。

種子は農の本であり人の命を支えています。また、農作物の遺伝的多様性を保全し、地球温暖化等の将来の環境変動に対して人類の生存を担保します。そして農家は、自家採種を続けることで農作物の多様性を保全し、地域の文化を保存し承継する者として農業に自信を持つことができ、後継者も育ちます。私たちは、自家採種する農家とふれあうことで、日々の生活への潤いと地域で生きる意味を感じ取ることができます。

農民の権利から生まれるものには広がりがあり、地域をつなぐ力があります。現在、農家の自家採種の慣行を維持することが世界から求められています。農家が自家採種の取り組みを続けられるよう、農民の権利の考え方とその背景も理解したうえで、政府や消費者を含めた地域の人たちが農家の自家採種の取り組みを支援してほしいと心から思います。



おおかわ・まさお

1956年愛媛県生まれ、国際農業開発学博士。東北大学農学部卒業後、農林水産省入省、農林水産省農蚕園芸局種苗課審査官、(独)農業生物資源研究所ゾーンバンク上席研究官などを経て2016年退職し、現在に至る